

安全データシート（SDS）

出隅角75下地
出隅角50下地

整理番号 : SDS-M2008
初版 : 2015年05月27日
改定 : 2025年01月14日

アイジー工業株式会社

安全データシート

1. 製品及び会社情報

- ・製品の名称：出隅角50下地、出隅角75下地の塗装溶融亜鉛合金めっき鋼板部
- ・会社名：アイジー工業株式会社
- ・住所：山形県東根市蟹沢上縄目1816-12
- ・担当部門：水戸工場 技術管理チーム
- ・電話番号：029-240-9977
- ・FAX番号：029-240-9978

推奨用途及び使用上の制限：建築建材等

「ご使用の目的に応じて適切な規格の製品を使用し、使用用途において安全性に問題が無き事を十分確認の上、ご使用下さい。」

2. 危険有害性の要約

鋼材としては一般的な環境下では現在のところ、有用な危険有害性の情報はない。

ただし、溶接、溶断等に伴うヒュームは呼吸器、眼や他の粘膜を刺激する場合があります、切削屑等は皮膚を傷つける場合があります。アークは火傷を起こす場合があります。

なお、鋼材に含まれる元素成分については、下記の情報がある。(鋼材としての危険有害性の情報とはならない)

◇GHS分類：

<健康に対する有害性>

有害性項目	危険有害性区分	危険有害性情報
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分3	軽度の皮膚刺激 (H317)
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2B	眼への刺激性 (H320)
呼吸器感作性	—	
皮膚感作性	—	
生殖細胞変異原性	—	
発がん性	区分2	発がんのおそれの疑い (H351)
生殖毒性	区分1B	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分1	呼吸器の障害 (H370)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1	長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、神経系の障害 (H372)

注1) 表中の“—”は、区分外又は分類できないことを意味する。

<環境に対する有害性>

有害性項目	危険有害性区分	危険有害性情報
水生環境有害性 (急性)	区分1	水生生物に非常に強い毒性 (H400)
水生環境有害性 (慢性)	区分1	長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (H410)

◇GHSラベル要素：

<絵表示又はシンボル>



<注意喚起語> 危険、警告

<注意書き>

(安全対策)

- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
- 粉じん/ミストを吸入しないこと。(P260)
- 取扱後は顔/手をよく洗うこと。(P264)
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
- 保護眼鏡・手袋を着用すること。(P280)
- 換気が不十分な場合は呼吸用保護具を着用すること。(P284)

(応急措置)

- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- 眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。(P337+P313)
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
- ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。(P308+P311)
- ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師の診断/手当てをうけること。(P308+P313)
- 気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。(P314)

(廃棄)

- 内容物/容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

◇化学物質/混合物の区別：混合物（鉄を主成分とした固体の合金鋼）

◇主な成分

成分	含有量[wt%]	CAS 番号	化管法*1		安衛法*2
			管理番号	政令番号	政令番号
マンガン [Mn]	0.1~1.0 未満	7439-96-5	412	1種 465	550
アルミニウム [Al]	0.1~10	7429-90-5	—	—	37
酸化チタン (IV) [TiO ₂]	0~2.0	13463-67-7	—	—	191

上記以外の製品構成主成分

亜鉛 [Zn]	0.1~20	7440-66-6	—	—	—
有機被膜	0.1~3.0	—	—	—	—
鋼 [Fe]	残部 ^{注2)}	7439-89-6	—	—	—

*1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

*2 労働安全衛生法

注1) 主な成分・主成分の含有量は、上表の範囲において色名等により異なる。

注2) 上記成分の他に、鋼、めっき、塗膜中に微量元素及び裾切り値未満の各種化学物質を含む。

4. 応急措置

鋼材は通常状態で固体であり、一般的な環境下では応急措置が必要な事態は発生しない。

ただし、鋼材の加工等により発生した粉塵/ヒュームを吸入した場合や飲み込んだ場合、また粉塵/ヒュームが皮膚に付着した場合は、下記に示す応急措置の後、必要に応じて医師の診断又は手当てを受けること。

- ◇吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
- ◇皮膚に付着した場合：作業終了後は多量の水と石鹸で洗う。
- ◇眼に入った場合：水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。
- ◇飲み込んだ場合：水でよく口の中を洗浄する。
- ◇その他：鋼材切断端面および切削屑等で皮膚を傷つけた場合は、傷口の清潔を保つ。アーク等により火傷した場合は、患部を冷やす。

5. 火災時の措置

鋼材は不燃性（固体）の状態であり、周辺の火災時にも消火器・水による消火を行っても問題ない。ただし、微粉は燃焼、爆発性を有する場合がある。

- ◇消火剤：火災の状況に適した消火剤を使用する。
- ◇使ってはならない消火剤：情報なし。

6. 漏出時の措置

鋼材は通常状態で固体であり、一般的な環境下では漏出することはない。

なお、鋼材の加工等により発生した粉塵/ヒュームは下記に示す措置を実施すること。

- ◇人体に対する注意事項 : 適切な保護具を使用して、粉塵/ヒュームの吸入や眼への侵入を防ぐこと。
- ◇保護具及び緊急時措置 : 箇条8（ばく露防止及び保護措置）の保護具を参照のこと。
- ◇環境に対する注意事項 : 切断・研磨等の加工で発生した粉塵等は速やかに回収する。
- ◇封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 鋼材の加工等により発生した粉塵類は、適切な方法で回収した後、漏出を防止すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

◇取り扱い：

<技術的対策>

鋼材を溶接、溶断又は研磨等の加工を行い、粉塵/ヒューム等が発生する場合は適切な保護具を着用すること。また、粉塵/ヒューム等が発生する場合は、必要な局所排気/全体換気を行うこと。

<安全取り扱い注意事項>

重量物の為、転倒、荷崩れ、落下に注意する。

鋼材の切断端面および切削屑等は、「バリ」「カエリ」などにより皮膚を傷つける場合がある。

溶接、溶断等にもなうアークは火傷を起こす場合がある。

結束及び梱包フープ（バンド）の切断時に、フープの跳ね返りやフープ先端に注意を要する。特にコイル製品の場合には、コイル先端が跳ね上がる可能性があるため安全には十分な留意を要する。

◇保管：

<安全な保管条件*1>

水漏れ、酸、アルカリもしくはそれらを含んだ物質との接触を避けること。

高温多湿の環境を避ける。必要であれば、雨水浸透防止、錆防止のためのシート、カバー、梱包等を行うこと。

*1 鋼材品質の劣化を防止するための措置で、未実施の場合でも危険有害性物質の発生は無い

8. ばく露防止及び保護措置

鋼材は通常状態で固体であり、一般的な環境下では暴露防止及び保護措置に関する有用な情報はない。

ただし、溶接・溶断又は研磨、切削等の加工の際はヒュームや粉塵類が発生するので、下記に示す設備対策及び保護措置を実施すること。

◇許容濃度：

成分	CAS 番号	日本産業衛生学会	ACGIH*1
		許容濃度[mg/m ³]	TLVs-TWA[mg/m ³]*2
マンガン [Mn]	7439-96-5	0.1(総粉塵) 0.02(吸引性粉塵)	0.1(I)/0.02(R)
アルミニウム [Al]	7429-90-5	2(総粉塵) 0.5(吸引性粉塵)	1(R)
酸化チタン (IV) [TiO ₂]	13463-67-7	0.3	10(I)

*1 American Conference of Governmental Industrial Hygienists ; 米国産業衛生専門家会議

*2 (I);Inhalable fraction (吸入可能な破片) (R);Respirable fraction (呼吸可能な破片)

注1) NITE HP/化学物質総合情報提供システム (CHRIP) 検索結果

注2) 表中の“-”は、区分外又は分類できないことを意味する。

◇設備対策：粉塵/ヒューム等が発生する場合、適切な換気対策を実施し作業環境を確保すること。

◇保護具 : 粉塵/ヒューム等が発生する場合、適切な呼吸用保護具、保護手袋、保護眼鏡、保護衣、安全靴等を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

- ◇物理的状態、形状、色など : 一般環境下では板/帯状の固体。表裏面は注文に応じた色彩である。
- ◇臭い : 無臭 or 金属臭
- ◇融点 : 被覆部 (めっき) 約 380~570°C
鋼材部 1, 370°C以上
- ◇比重 (相対密度) : 7~9g/cm³
- ◇溶解度 : 水に不溶。被覆部は強酸、強アルカリに溶解する。
鋼材部は強酸に溶解する。

10. 安定性及び反応性

- ◇安定性 : 一般の環境下では安定している。
- ◇危険有害反応可能性 : 酸と接触すると有害ガス発生の原因となる可能性がある。
- ◇避けるべき条件 : 高湿との接触を避ける。*1
- ◇混触危険物質 : 無し。
- ◇危険有害性のある分解生成物 : 溶接・溶断などの加工時に発生するヒューム中に金属化合物が含まれる可能性がある。

*1 鋼材品質の劣化を防止するための措置で、未実施の場合でも危険有害性物質の発生は無い

11. 有害性情報

鋼材としては、現在のところ有用な有害性情報はない。
 なお、鋼材に含まれる元素成分については、下記の有害性情報がある。(鋼材としての有害性情報とはならない)

有害性項目	[Mn]	[Al]	[TiO ₂]
急性毒性	—	—	—
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分 3	—	—
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	区分 2B	—	区分 2B
呼吸器感作性	—	—	—
皮膚感作性	—	—	—
生殖細胞変異原性	—	—	—
発がん性	—	—	区分 2
生殖毒性	区分 1B	—	—
特定標的臓器毒性, 単回ばく露	区分 1	—	—
特定標的臓器毒性, 反復ばく露	区分 1	区分 1	—
吸引性呼吸器有害性	—	—	—

注 1) NITE HP/化学物質関連情報/GHS 関連情報検索結果
 注 2) 表中の“—”は区分外又は分類できないことを意味する。
 注 3) 区分の情報は簡条 2 (危険有害性の要約) を参照のこと。

12. 環境影響情報

鋼材としては、現在のところ有用な環境影響情報はない。
 なお、鋼材に含まれる元素成分については、下記の環境影響情報がある (鋼材としての環境影響情報とはならない)。

有害性項目	[Mn]	[Al]	[Zn]	[TiO ₂]
水生環境有害性 (急性)	—	—	区分 1	—
水生環境有害性 (慢性)	区分 4	区分 4	区分 1	—

注 1) NITE HP/化学物質関連情報/GHS 関連情報検索結果
 注 2) 表中の“—”は区分外又は分類できないことを意味する。
 注 3) 区分の情報は簡条 2 (危険有害性の要約) を参照のこと。

13. 廃棄上の注意

鋼材の切端などはスクラップとしてリサイクル可能であり、廃棄物には該当しない。
 加工工程で発生した粉塵等を産業廃棄物として処分する場合、または産業廃棄物を収容した容器、及び鋼材納入時に付随してきた包装材等を処分しようとする場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、都道府県または市町村が定める関連条例の規則に従い、適切な方法で処分すること。

14. 輸送上の注意

輸送に関する国際規制対象物質に該当しない。

15. 適用法令

◇労働安全衛生法

◇特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

16. その他の情報

◇3. 組成及び成分情報 の含有量に関し、指定化学物質については、ばらつきの平均値（有効数字 2 桁）で示した。

◇参考資料等

- GHS 対応一化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS 提供制度
（令和 4 年 1 月 経済産業省、厚生労働省）
- JIS Z7253：GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)
- 独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）ホームページ
- 職場の安全サイト（厚生労働省）

本化学物質等安全性データシートは、現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成しております。
弊社製品を取扱う事業者は化学的に安全な取扱いを確保するための参考情報として提供されるもので、安全性の保証書ではありません。
取扱う事業者は用途・用法に適した安全対策を講ずることが必要であることをご理解のうえご活用願います。

以上

安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

- ◇製品の名称：出隅角50下地、出隅角75下地のロックウール部
- ◇会社名：アイジー工業株式会社
- ◇住所：山形県東根市蟹沢上縄目1816-12
- ◇担当部門：水戸工場 技術管理チーム
- ◇電話番号：029-240-9977
- ◇FAX番号：029-240-9978

推奨用途及び使用上の制限：建築建材等

「ご使用の目的に応じて適切な規格の製品を使用し、使用用途において安全性に問題が無く事を十分確認の上、ご使用下さい。」

2. 危険有害性の要約

【加工がない場合】

本品は通常の取扱いでは固体であるため、GHS分類の対象外であり、特に有害性はない。

【加工がある場合】

GHS分類：区分に該当しない または 分類できない

GHSラベル要素：なし

危険有害性情報：なし

その他の危険有害性：

眼、皮膚などに触れたとき、かゆみを生じることがある。

粉じんを長期にわたり多量に吸入したとき、呼吸器への影響を生じるおそれがある。

注意書き：

製品取扱い時に飲食または喫煙をしないこと

粉じんの吸入を極力避けること

取扱い後はよく手を洗うこと

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分：混合物

化学名 又は 一般名：*開示・非開示は各社に一任

	化学物質を 特定できる 一般的な番号 (CAS 番号)	官報公示 整理番号	含有量 (%) ※参考	安衛法 ¹⁾ 通知・表示 対象物	PRTR 法 ²⁾	毒劇法 ³⁾
ロックウール※	-	登録あり	91-99	314	非該当	非該当
フェノール樹脂またはその変性物	9003-35-4*	7-903	1-9	非該当	非該当	非該当

1) 労働安全衛生法、2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

3) 毒物及び劇物取締法

※ロックウール中の化学組成としてマンガンが1%未満含まれている。

4. 応急措置

- 吸入した場合：通常の取扱いでは特に措置すべきことはない。
- 皮膚についた場合：付着した部分を石鹼水で洗浄し、やや熱めの温湯で洗い流す。
外観に変化がみられたり、痛みが続く場合は直ちに医師の手当てを受ける。
- 眼に入った場合：異物感がなくなるまで清水で洗浄する。眼をこすってはならない。
- 飲み込んだ場合：水でよく口の中を洗わせる。異常があれば医師の手当てを受ける。

5. 火災時の措置

不燃性なので、火災時の措置は特になし。周辺火災の種類に応じて適切な消火を行う。

6. 漏出時の措置

成形品なので、漏出時の措置は特になし。

製品が破損し、床面などにこぼれた場合は、粉じんが飛散しないように静かに工業用掃除機等を用いて清掃し、空容器や袋等に詰めて、一般産業廃棄物と同様の扱いとする。

7. 取扱い及び保管上の注意

[取扱い時の注意]

本製品は切断等の加工をしない限り、特に注意することはない。切断等の加工をする場合は、以下の注意事項を守ること。

技術的対策：

- ・切断は、カッターナイフ等の手動工具で行う。
- ・動力により加工を行う場合には、粉じんが拡散するのを防止するために、局所排気装置等の対策を講じる。

安全取扱い注意事項：特になし

接触回避：特になし

衛生対策：

- ・取扱いに際しては防じんマスクを着用する。
- ・眼、皮膚等への接触を避けるため、適切な保護具を着用する。
- ・作業衣などに付着した場合はよく取り除く。
- ・取扱い後は、うがい及び手洗いを励行する。

[保管時の注意]

安全な保管条件：安全上問題はないが、品質上水濡れ厳禁とする。

安全な容器包装材料：情報なし

[使用時の注意]

本製品には数%のフェノール樹脂またはその変性物が含まれているので、約 200℃以上の高温下で使用する場合、樹脂の燃焼・分解により、二酸化炭素、一酸化炭素、アセトンなどが発生する。また、鉄板等で被覆され、空気（酸素）が供給されない場合には、フェノール樹脂の熱分解生成物（フェノール、ジメチルフェノール、クレゾール等）が一時的に微量発生する。使用初期時において高温下で使用する場合には、必ず換気を行うこと。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度：吸入性粉じん…3.0mg/m³（鉍物性粉じんの遊離けい酸 0%として）

許容濃度：日本産業衛生学会(2023) ロックウール 1 f/ml
(上気道の一時的な機械的な炎症として)

ACGIH(2023) ロックウール 1 f/cc

(長さ 5µm以上、直径 3µm未満、アスペクト比(長さ/直径) 3以上の繊維)

設備対策：室内で動力により加工を行う場合は、粉じんの飛散源を密閉にするか局所排気装置、除じん装置を設置する。

設置が困難な場合には、適切な呼吸用保護具を着用する。

保護具

防じんマスク

作業環境中の濃度が、上記の基準を超えるおそれのある場合は、防じんマスクを着用する。
防じんマスクの型式は、国家検定の取替式防じんマスク、使い捨て式防じんマスクがあり、濃度が高い場合は取替式防じんマスクを、濃度が比較的低い場合は使い捨て式防じんマスクを勧奨する。いずれにしても顔面への密着の状態には特に留意し、フィルタの点検と交換などの保守管理を適切に行う。

保護眼鏡

必要に応じて、ゴーグル、サイドシール付き保護眼鏡など作業に適した保護具を使用する。

手袋・作業衣

手袋、長袖の作業衣など作業に適したものを使用し、皮膚が露出しないようにする。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: フェルト状
色	: 白色～茶褐色
臭い	: かすかに臭う
沸点又は初留点及び沸騰範囲	: データなし
可燃性	: 不燃性
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	: 適用なし
引火点	: 非引火性
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: 水に不溶
動粘性率	: 適用なし
蒸気圧	: 適用なし
密度及び／又は相対密度	: (製品かさ密度を記載)
相対ガス密度	: 適用なし
粒子特性	: 繊維の平均太さ 7 μm以下
熱間収縮温度	: 600℃以上

10. 安定性及び反応性

反応性	: 安定。
化学的安定性	: 安定。
危険有害反応可能性	: 特になし
避けるべき条件	: アルカリには比較的強いが酸には弱い。
混触危険物質	: 特になし
危険有害な分解生成物	: 特になし

11. 有害性情報

<ロックウールの情報>

急性毒性

データなし

皮膚腐食性／刺激性

皮膚刺激性試験 非刺激性 (OECD 439)

ただし、皮膚についてはかゆみや紅斑を生じることがあるが、一過性で慢性の障害を生ずることはないとされている。

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

眼刺激性試験 非刺激性 (OECD 492)

ただし、本製品が直接眼に入った場合には物理的な刺激作用があるが、一過性で慢性の障害を生ずることはないとされている。

呼吸器感受性又は皮膚感受性

データなし
生殖細胞変異原性
データなし
発がん性

ロックウールはグラスウールと共に IARC（国際がん研究機関）では、グループ 3（発がん性の分類できず：ヒトに対する証拠は不十分、動物に対する証拠は限定されている）に該当する。欧州では、従来から販売されているロックウールはグラスウールと同様にカテゴリー 2（発がん性があるかもしれない：このカテゴリーは化学成分により決定される）に分類されている。一方、従来のロックウールと化学組成の異なる生体溶解性ロックウールが、欧州では製造・販売されており、これは「発がん性なし」に分類される。国内製造ロックウールについて、2004 年北里大学医学部で生体溶解性試験を行ったところ、欧州の生体溶解性ロックウールと同等の溶解性であることを確認している。

生殖毒性
データなし
特定標的臓器毒性（単回ばく露）
データなし

特定標的臓器毒性（反復ばく露）
粉じん中に吸入性繊維が含まれるので、長期間にわたり大量に吸入すると呼吸器系障害の生じるおそれがあると考えられている。しかし、現在においては、ロックウールの取扱いにおいて、これに起因した障害が発生したことは報告されていない。

誤えん有害性
データなし

1 2. 環境影響情報

現在のところ、本製品に関する環境影響に対する研究報告はない。
生体毒性：データなし 残留性・分解性：データなし 生体蓄積性：データなし
土壌中の移動性：データなし オゾン層への有害性：データなし

1 3. 廃棄上の注意

廃棄する場合は、周辺環境中に粉じんが飛散しないように注意する。なお、ロックウール製品から発生する廃棄物は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”に基づき、ロックウール製品（外被なし）と外被の分別を行なった上で、それぞれ該当する産業廃棄物の種類に従い、適切な処理を行なう。

	産業廃棄物の種類	処分例：埋立て処分の場合
ロックウール製品 ※外被なし	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	安定型処分場

なお、新築又は改修・解体工事に伴い発生する廃棄物は、“がれき類”に該当するとみなされることがある。

14. 輸送上の注意

国際規制

- ・国連番号 : 該当しない
- ・国連品名 : 該当しない
- ・国連危険有害性クラス : 該当しない
- ・副次危険 : 該当しない
- ・容器等級 : 該当しない
- ・海洋汚染物質 : 該当しない
- ・MARPOL73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質 : 該当しない

国内規制

- ・海上規制情報 : 該当しない
- ・航空規制情報 : 該当しない
- ・陸上規制情報 : 該当しない

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策：危険性はないが、輸送中の包装の破損などによって粉じんが飛散しないように注意する。

15. 適用法令

労働安全衛生法：表示^{※1}・通知対象物（労働安全衛生法施行令別表第9 314 人造鉱物繊維、550 マンガン及びその無機化合物）

粉じん障害防止規則：適用^{※2}

消防法：適用なし

危険物船舶運送及び貯蔵規則：適用なし

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）：適用なし

※1 本製品は労働安全衛生法 表示対象物を含有するが、「運送中及び貯蔵中に固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない製品」は表示の適用除外となり、本製品はこれに該当する。

※2 ロックウールは、じん肺法、粉じん障害防止規則（粉じん則）において「鉱物」に該当し、次の作業を行う場合はじん肺法、粉じん則の適用を受ける。

- ① 鉱物（本製品）を裁断し、彫り、または仕上げする場所における作業
(粉じん則別表1の6号)
 - ② 鉱物（本製品）を動力により破碎し、粉碎しまたはふるいわける場所における作業
(粉じん則別表1の8号)
-

【参考文献】

- 1) IARC : Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risks to Humans Vol. 81 (2002), “Man-made vitreous fibres”
- 2) 硝子繊維協会、セラミックファイバー工業会、ロックウール工業会：「人造鉱物繊維（MMM）繊維数濃度測定マニュアル」（1992）
- 3) 硝子繊維協会、ロックウール工業会：「工事現場等における人造鉱物繊維濃度測定マニュアル」（1995）
- 4) ロックウール工業会：ロックウール製品の特性と取扱い(2023)
- 5) ACGIH 2023 Chemical Substances Threshold Limit Value (2023)
- 6) 産業衛生学雑誌 第65巻 第5号：（社）日本産業衛生学会(2023)
- 7) 化学物質総合情報提供システム：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）
- 8) 社団法人日本産業衛生学会：「短期鼻部吸入曝露実験による2種類のロックウールの肺内動態に関する研究」,産業衛生学雑誌, 47（臨時増刊号）, 578（2005）

この情報は新しい知見に基づき、改訂されることがあります。記載内容のうち、含有量、物理／化学的性質等の情報は保証値ではありません。危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅したわけではありません。